

平成30年8月14日

各県バス協会 事務局長 殿

中国運輸局自動車交通部
旅客第一課長

ホームページ等による障害者割引運賃の情報提供について

平素は、交通運輸行政にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、この度の平成30年7月豪雨によります災害対応にご尽力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

さて、昨今、乗合バス事業を含む管内公共交通事業者の障害者割引運賃にかかる行政相談が非常に数多く寄せられているところでございます。

今まで多くの事業者様に割引制度の導入していただいているところですが情報提供につきましても、適切な掲載や対応が必要になります。

つきましては、届出された割引運賃の適用及び各種法令等に規定された呼称（身体障害者－身体障害者手帳、知的障害者－療育手帳、精神障害者－精神障害者保健福祉手帳など）、ホームページ等における障害者割引運賃の情報提供について、貴協会の傘下会員の皆様に今一度、内容のご確認をご周知いただきますよう、お願いします。

記

【主な相談（要望・指摘）事例】

- ・ 精神障害者割引を適用しているにもかかわらず、ホームページや窓口に案内がない
- ・ 身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引を実施しているが、ホームページではまとめて「身障者割引」と案内している。
【「身障者」＝「障がい者」の表示の間違い。（「身障者」には知的・精神障害は含まれないため「身障者」の表示では「障がい者」は適用されないと誤解を受ける。「障がい者」には「身体・知的・精神」の3障害を包括するので「障がい者」と正しい表示を求める。）】
- ・ 障害者のなかには聴覚障害等により通話ができない方がおられますので、聴覚障害者のためにメールでの問い合わせができるようにしてほしい。